

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>第19条 (略)</p> <p>(進学準備給付金申請書)</p> <p>第20条 <u>施行規則第18条の9第1項に規定する申請書は、別記第49号様式によらなければならない。</u></p> <p>(繰替支弁)</p> <p>第21条 市町村長は、法第72条第2項又は第3項の規定による繰替支弁をしたときは、支出した日の属する月の翌月末日までに、<u>別記第50号様式による生活保護費繰替支弁金計算書に支出に関する証拠書類の写しを添付して、知事にその費用の弁償を請求しなければならない。</u></p> <p>(徴収金支払申出書)</p> <p>第22条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から<u>法第77条の2第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記第51号様式によらなければならない。</u></p> <p><u>2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記第52号様式によらなければならない。</u></p> <p>第23条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第47号様式 (第18条関係)</p> <p>(表)</p> <p>生活保護法指定助産機関及び指定施術機関指定申請書</p>	<p>第19条 (略)</p> <p>(繰替支弁)</p> <p>第20条 市町村長は、法第72条第2項又は第3項の規定による繰替支弁をしたときは、支出した日の属する月の翌月末日までに、<u>別記第49号様式による生活保護費繰替支弁金計算書に支出に関する証拠書類の写しを添付して、知事にその費用の弁償を請求しなければならない。</u></p> <p>(徴収金支払申出書)</p> <p>第21条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から<u>法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記第50号様式によらなければならない。</u></p> <p>第22条 (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第47号様式 (第18条関係)</p> <p>生活保護法指定助産機関及び指定施術機関指定申請書</p>

(略)	
開設している (勤務している) 助産所又は施術所の連絡先	(略)
加入団体の有無	有 ・ 無

(略)

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「加入団体の有無」は、次に掲げる団体への加入について「有」又は「無」のいずれかを○で囲んでください。
 - (1) 一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会
 - (2) 一般社団法人新潟県鍼灸マッサージ師会
 - (3) 公益社団法人新潟県柔道整復師会
 - (4) 全国柔整鍼灸協同組合

第50号様式 (第21条関係) (略)

第52号様式 (第22条関係)

徴収金支払申出書

(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同

(略)	
開設している (勤務している) 助産所又は施術所の連絡先	(略)

(略)

第49号様式 (第20条関係) (略)

第50号様式 (第21条関係)

徴収金支払申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同

じ。)の額から、同法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

(略)

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。

(略)

- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

(略)

私は、本申出に基づき、 年 月
分からの保護金品等より毎月 円
を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

じ。)の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

(略)

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。

(略)

- 3 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

(略)

私は、本申出に基づき、 年 月
分からの保護金品等より毎月 円
を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

第2条 新潟県生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第37号様式を次のように改める。

第37号様式（第16条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード						

所 在 地	〒 ー TEL () ー								
開設者の氏名、生 年月日及び住所 （法人の場合は、 「氏名（名称）」欄 に法人の名称及び 代表者の職・氏名 を記載し、「住所 （所在地）」欄に 主たる事務所の所 在地を記載）	氏名 （名称）	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所 （所在地）	〒 ー							
管理者の氏名、生 年月日及び住所	氏名	(フリガナ)			生年月日	年 月 日			
	住所	〒 ー							
診 療 科 名									
健康保険法による 指定	有 ・ 指定申請中		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
生活保護法施行 規則第10条の5に 規定する指定医療 機関の該当の有無	有 ・ 無								
現に受けている生 活保護法による指 定の有効期間満 了日	年 月 日（更新の場合のみ記載）								

上記のとおり申請します。

年 月 日

新潟県知事 様

〒 ー
住所
申請者 TEL () ー
氏名

印

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日まで、申請に対する通知がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、「指定」又は「指定更新」のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は、医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は、保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※ 開設者が法人の場合、生年月日については、記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科名を最初に記載してください。
※ 薬局の場合、「診療科名」は、記載の必要はありません。
- 6 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」又は「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は、健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行つた日を記載してください。
※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※ 訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 7 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」は、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 8 「生活保護法施行規則第10条の5に規定する指定医療機関」とは、次の各号のいずれかに該当するものです。
 - (1) 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する保険医療機関又は保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事しているもの
 - (2) 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する保険医療機関又は保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師又は薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である医師、歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事しているもの
- 9 申請者の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

別記第48号様式の次に次の1様式を加える。
第49号様式（第20条関係）

年 月 日

進学準備給付金申請書

福祉事務所長 様

申請者（大学等に進学する者）
住所又は居所
氏名

㊟

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 世帯主の氏名 _____

2 大学等に進学する者の生年月日 _____年 _____月 _____日

3 進学先学校名 _____

4 進学後の居住先（該当するものにチェックしてください。）

大学等進学前の住宅と同じ

転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）

居住（予定）地 _____

5 関係書類

(1) 入学手続きに着手していることが確認できる次のいずれかの書類

ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し

イ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

ウ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行の場合)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当するものにチェックしてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記載してください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

別記第50号様式の次に次の1様式を加える。

第51号様式（第22条関係）

徴収金支払申出書
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

福祉事務所長 様

〒 ー
住所又は居所
申出者 TEL（ ） ー
氏名 ⑩

附 則

この規則は、公布の日から施行する。